

墓じまいの手順

(1) 家族と親類で十分に相談して、遺骨の行く先を決めます。

お墓についての思いは、それぞれ異なります。お墓を撤去することに抵抗を感じる人もおられます。

- ①新しい墓（樹木葬も含む）に移すのか？
- ②合同墓に入れるのか？
- ③自宅供養（自宅保管）するのか？
- ④自然散骨にするのか？



(2) お墓がある市町村役場で手続き

- ①役場の窓口で「墓じまい（廃墓）」の手続きについて、担当課を聞く。
- ②担当課で「墓じまい（廃墓）」の手続きの書類「改葬許可申請書」を受けとる。
- ③家族で相談した結果を話し、書類の記入方法などの説明を受け記入する。
- ④担当者の名刺を貰っておく。
- ⑤遺骨の行き先によっては、「受入証明書」が必要なので一緒にもらっておく。



(3) お墓の管理者またはお寺に話す

遺骨の行き先を決めなければ、今あるお墓の管理者も墓じまいに賛同してくれません。お寺によっては檀家が減ることを嫌って高額な請求をするところもありますのでご注意ください。

- ①家族と相談した内容をお話しし、墓じまいしたい旨を伝える。
- ②役場からもらった「改葬許可申請書」に必要事項を記入し印鑑をもらう。
- ③墓石の撤去や遺骨の取り出しの段取りを相談しておく。



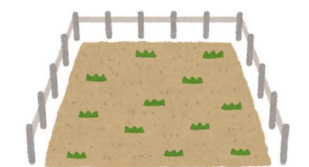
(4) 印鑑をもらった「改葬許可申請書」を役場へ提出

- ①お墓の管理者またはお寺の印鑑をもらった「改葬許可申請書」を役場に提出。
- ②役場の担当課で受領の印鑑を押してもらうと、「改葬許可証」が完成です。
※注意：遺骨の引っ越し先が「納骨堂や新しいお墓」の場合、「受入証明書」も同時に提出。この場合「受け入れ先」の印も必要となる場合がありますのでご注意ください。



(5) 遺骨取り出し→お墓の撤去→散骨（納骨堂等へ）

- ①墓石の撤収を墓石店などに依頼。
 - ②遺骨の取り出し、墓石撤収日をお寺などの管理者に連絡。
 - ③遺骨を取り出し、一時自宅に保管。
 - ④遺骨を新しいお墓、別の納骨堂（樹木葬）など移動するか自然散骨へ依頼。
- ※これらの手順を守らないと、トラブルが発生する恐れがあるので気をつけてください。



【備考】

- ・NPO法人 ヒーリングでは、これら全ての流れを専門の先生方に委託して実施することができます。
- ・手続き中、管理者やお寺、墓石店などとのトラブルが生じた場合、弁護士をご紹介することもできます。
- ・ご高齢の方、遠方にお住まいの方には、ぜひご利用頂き、スムーズに廃墓出来るようにお手伝い申し上げます。

▼お気軽に、お問合せ下さい。 NPO法人 ヒーリング TEL : 096-288-2679

